

## 消費生活用製品安全法改正に係る研修会実施要綱

### 1 目的

令和7年(2025年)12月25日に消費生活用製品安全法の一部改正法が施行され、3歳未満向け玩具を取り扱う製造・輸入事業者は、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意などの警告表示の義務が課されることとなることを踏まえ、道内の就労系障がい福祉サービス事業所等への周知及び理解の促進を図ることを目的とした研修を開催する。

### 2 実施主体

北海道

### 3 開催日時

令和7年(2025年)11月17日 10:00～11:00

### 4 開催方法

Zoomによるオンライン開催

### 5 内容

消費生活用製品安全法の改正の概要説明等

### 6 講師

北海道経済産業局産業部消費経済課 課長補佐(総括) 田村 啓祐 氏

### 7 参集範囲

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 就労移行支援事業所
- (4) 生活介護事業所
- (5) 地域活動支援センター

※ (1)～(4))については、道所管の事業所のみ対象とする。

### 8 定員

100名(1事業所で1アカウントまでの接続とし、複数名で閲覧することは可能)

### 9 その他

本法改正は、道内の就労系障がい福祉サービス事業所へ幅広く周知を行うため、当研修に参加していない事業所へも研修資料の提供を行う。